

平成 27 (2015) 年 12 月

『日本生涯教育学会年報』および『日本生涯教育学会論集』電子アーカイブ化に伴う著作権委譲に関するお願い

会員ならびに著者各位

日本生涯教育学会 会長 浅井経子

日本生涯教育学会（以下「本学会」という）は、昭和 55（1980）年の以来、学会誌『日本生涯教育学会年報』（以下「年報」という）を、また平成 10（1998）年からは『日本生涯教育学会論集』（以下「論集」という）を刊行してまいりました。長きにわたり年報および論集を刊行できたことは、ひとえに会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

第 36 回日本生涯教育学会総会にてご報告しましたとおり、本学会では、学会創設 35 周年記念の一環として、年報および論集の電子アーカイブ化に関し準備を進めてまいりました。

電子化された論文はすべてが当学会の HP 等に保存されるため、著作権が本学会に帰属していることが条件となります。年報および論集の電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文等の著者からその著作権（複製権、公衆送信権を含む）の許諾または譲渡を必要とします。平成 26（2014）年度発行の年報第 35 号および論集第 35 号より、両誌発行に関する規定のなかで、論文の著作権が本学会に帰属することが定められておりますが、それ以前に掲載された論文等については、著作権の委譲が明確にされていない状態となっております。

これらの事情から、本電子アーカイブ化を進めるにあたり、創刊号以来の著作についても著作権は本学会に帰属していただくことと致したく、本来であれば会員ならびに著者の皆様お一人ずつに「著作権の許諾手続き」を行なうべきではございますが、当該公告を以って著作権の譲渡をお願い申しあげる次第です。

万一、この件に関しましてご了承いただけない場合、あるいはご不審の点がある場合は、平成 28（2016）年 11 月 30 日までに本学会事務局に文書またはメールでお申し出ください。本学会は、このお知らせが著者の皆様の目に触れることを前提としておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、期限を過ぎましても、あらためて個別にご相談させていただく所存です。なお、お申し出のない場合には、ご了承いただいたものとし、電子アーカイブとして公開する時期が参りました段階で、論文等を掲載させていただきたいと存じますが、公開後の会員ならびに著者の皆様からの記事取り下げ要求に際しても柔軟に対応させていただきます。

以上、会員および著者の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

<本件に関する問い合わせ先>

日本生涯教育学会総務委員会

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター

TEL : 03-5937-0062 FAX : 03-3368-2822

E-mail : jale-post@kokusaibunken.jp